次期計画策定の基本的な考え方・論点

1 基本的な考え方

(1)計画の構成

「健康づくり推進実施計画」は、兵庫県健康づくり推進条例において、健康づくりの基本計画である「健康づくり推進プラン」に基づく実施計画と位置づけられていることから、次期計画は、本審議会で審議いただき昨年度に策定した「健康づくり推進プラン(第3次)(参考資料2)」の柱立てに合わせたものとする。

(2)計画の目標項目

次期計画の目標項目は、2次計画の目標項目の進捗状況や国の新プランで示される目標項目等も勘案し設定することとし、新たな取組に関連するものや健康づくりをより一層推進するため必要となる目標項目は、次期計画に盛り込んでいく。

(3) ひょうごビジョン2050における位置づけ

本計画は、兵庫県の総合計画である「ひょうごビジョン2050」の分野計画に位置づけられるため、計画の位置づけを明記する。また、近年関心が高まっているSDGsの趣旨を、本計画にも盛り込む。

(4)計画期間

国プランの計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間とされている。また、計画開始後6年を目途に中間評価が予定されているため、県計画の終期は、国プランの中間評価年次と整合を図ることとし、令和11年度までとする。

2 ご意見等をいただきたい点

次期計画を策定するにあたり、以上の基本的な考え方を踏まえ、主に次の3点について、ご意見等を賜りたい。

(主な論点)

- ①各団体における歯科口腔保健対策の実施状況(資料 3-1 参照)からみえる課題等を鑑み、次期計画に向けたご意見 ※2 次計画各主体役割(資料 3-2 参照)
- ②現計画の目標達成状況、評価(資料 1-3)参照)や国プランの動向(資料 2-2)参照)を勘案し、次期計画に追加、削除すべき目標項目
- ③その他、歯と口腔の健康づくりの推進に関する意見